

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

許認可等の内容		社会福祉充実計画の承認
根拠法令及び条項		社会福祉法第55条の2第1項から第55条の4
標準 処理 期間	根拠条項	
	設定等年月日	平成29年4月1日
	標準処理期間	1か月以内
審査 基準	根拠条項	「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日 雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年4月1日
	【基準】	<p>本承認に係る審査基準は、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日 雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）のとおりとする。</p> <p>【社会福祉充実計画の承認】（社会福祉法第55条の2第1項）</p> <p>社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日（同号において「基準日」という。）において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業（以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。）の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（同項第一号において「新規事業」という。）の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p>（以下略）</p> <p>【社会福祉充実計画の変更承認】（社会福祉法第55条の3第1項）</p> <p>前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>（以下略）</p>

**【社会福祉充実計画の終了承認】（社会福祉法第55条の4）**

第五十五条の二第一項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従って事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。